

第4回選挙管理委員会 会次第

令和4年6月15日(水)
午後4時～

1. 付議事項について

(1) 参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（告示）

公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示用の設置場所について、同条第4項の規定に基づき告示するものです。

ポスター掲示場数 746箇所

(2) 鹿児島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（告示）

公職選挙法第144条の2第8項及び鹿児島県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条の規定によるポスター掲示用の設置場所について、公職選挙法第144条の2第4項の規定に基づき告示するものです。

ポスター掲示場数 746箇所

(3) 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙における投票区及び投票所の設置について（告示）

公職選挙法第17条第2項及び第39条の規定により、155投票区における投票所を定め、同法第41条第1項の規定により告示するものです。

【前回（R3衆議選）からの変更箇所】

- ・第7区「東本願寺鹿児島別院大谷会館」の復元（前回施設を使用できず第6区へ合区）
- ・第205区「ラ・サール学園」の復元（前回施設を使用できず、201区へ合区）
- ・第158区「牟礼岡コミュニティーセンター」を「牟礼岡小学校」へ復元（前回使用できず変更した投票所を元に戻すもの）
- ・第64区「西本願寺小山田出張所」を第63区「小山田小学校」へ合区（施設が使用できないため）

(4) 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ及びその告示について

公職選挙法第40条第1項の規定に基づき、48投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までとすることを定め、同条第2項の規定により告示するものです。（これまでと変更なし）

(5) 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会補欠選挙における個人演説会等開催申出が競合した場合のくじの実施方法並びにくじの実施日時等の告示について

公職選挙法第163条に基づく個人演説会等の開催申出が競合した場合は、同法施行令第113条において、選挙管理委員会がくじで定めることを規定していることから、くじの方法を定めるとともに、個人演説会等開催手続規則第6条第1項の規定により、くじの実施日時及び場所を告示するものです。

① くじの実施方法

② 参議院議員通常選挙におけるくじの日時及び場所

日 時 令和4年6月22日(水) 午後5時30分

場 所 鹿児島市選挙管理委員会室

③ 鹿児島県議会議員補欠選挙におけるくじの日時及び場所

日 時 令和4年7月1日(金) 午後5時30分

場 所 鹿児島市選挙管理委員会室

(6) 参議院鹿児島県選出議員選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施日時等の告示について

公職選挙法第175条第3項の規定において、氏名等掲示の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに行うくじで定めることと規定されています。

くじの方法については、6月1日の選挙管理委員会で決裁をいただいたところですが、くじの日時、場所について、県実施規程に基づき告示するものです。

① 参議院鹿児島県選出議員選挙におけるくじの日時及び場所

日 時 令和4年6月22日(水) 午後5時15分

場 所 鹿児島市選挙管理委員会室

② 鹿児島県議会議員補欠選挙におけるくじの日時及び場所

日 時 令和4年7月1日(金) 午後5時15分

場 所 鹿児島市選挙管理委員会室

(7) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置及び不在者投票用紙等の発送について

① 公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき、参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所及び日時並びに時間を定めるものです。

期日前投票所の場所 県議会補欠選挙と同じ(6月1日の委員会で決裁済み)

〃 の日時 6月23日(木)～7月9日(土) 時間は県議会議員補欠選挙と同じ

② 公職選挙法第49条の2第4項において準用する同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所として、市役所本庁(本館2階講堂)を指定するものです。

③ 公職選挙法施行令第53条第1項（一般郵便・指定病院等）及び同令第59条の4第4項（在宅郵便）並びに同令第59条の5の4第7項（特定国外派遣隊員）において、不在者投票用紙等を郵便等をもって発送するときは、選挙管理委員会が定めた日以降直ちにしなければならないと規定されていることから、発送する開始日を次のとおり定めるものです。

発送開始日 令和4年6月22日（水）

ただし、特定国外派遣隊員から請求があった場合は、令和4年6月4日以降随時

(8) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置及び日時指定について（告示）

上記(7)の①で定めた期日前投票所の設置及び日時について、公職選挙法第48条の2第6項により準用する同法第41条第1項の規定により、告示を行うものです。

なお、同法の規定により告示は、選挙の公示日である6月22日に行います。

(9) 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の告示について

上記(7)の②で定めた在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所、日時を告示するものです。

(10) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の5第1項に基づく申請による有資格者2人（スイス連邦）及び同条第4項の規定による国外転出者で、転出届出時に登録の移転の申請があった者1人（カナダ）の計3人を登録します。

なお、移転登録者の選挙人名簿からの抹消は、選挙時登録日の6月21日に行います。

前回までの登録者	258人
今回の新規登録者	3人
今回の抹消者	<u>△0人</u>
登録者総数	261人

(11) 参議院議員通常選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任し、告示するものです。

(12) その他

① 投票所整理券の配達期間の変更について

② 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

2つ以上の異なる選挙が同日となった場合、開票管理者及びその職務代理者については、兼任することが可能であることから、これまで、兼任で対応してきましたが、負担が大きいため、今回の選挙については、委員4人でそれぞれ分担して担っていただくことを提案するものです。

【事務局案】

参議院議員通常選挙 開票管理者：馬場委員長 職務代理者：山野委員
県議会議員補欠選挙 開票管理者：上林房委員 職務代理者：岩佐委員

2. 今後の委員会等の日程

月日	曜	時刻	摘要	出席者	場所
6月 21日	火	16:00	委員会(参議選名簿登録)	全員	選管委員会室
22日	水	17:15	委員会(参議選公示)	全員	選管委員会室
30日	木	16:00	委員会(県議補選名簿登録)	全員	選管委員会室
7月 1日	金	17:15	委員会(県議補選告示)	全員	選管委員会室
7日	木	17:15	委員会(開票立会人選任)	全員	選管委員会室
8日	金	14:00	開票立会人説明会	委員長	未定
10日	日	14:00	委員会(参議選・補選投開票)	全員	選管委員会室
		20:30	集合	全員	西原商会アリーナ
		21:40	開票開始		
8月 3日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
未定			九選連役員会	委員長・事務局長	宮崎県都城市
9月 1日	木	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室
10月 5日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
未定			全選連理事会・研修会	委員長・事務局長	北海道札幌市
11月 2日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
12月 1日	木	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室